

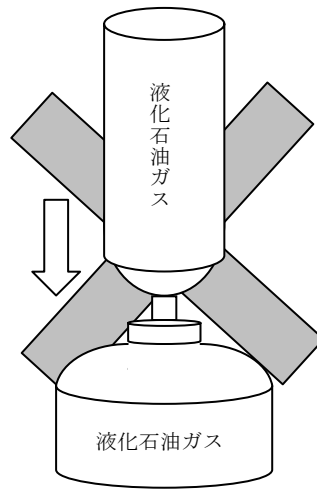
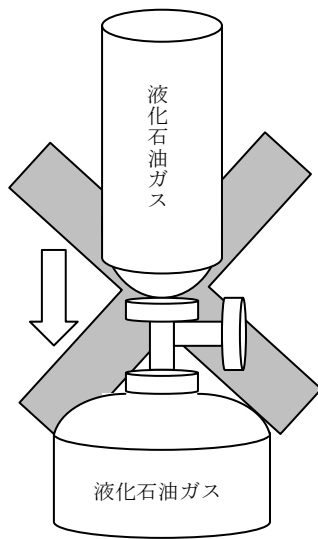
## 簡易な液化ガス容器への再充てん禁止に係る注意喚起

2007年11月6日

近年、液化石油ガスをアウトドア用、カセットこんろ用等の簡易な液化石油ガス容器（高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に該当する同法適用除外の液化ガスが充てんされていたもの）に詰め替えるための接続器具や専用容器が販売されております。また、液化ガスを詰め替えるための接続器具を消費者自らが作製した事例がインターネットで紹介されております。これらの器具等を用いることにより簡易な液化ガス容器へ詰め替えることは、高圧ガスの容器への充てんにあたり同法により禁止されておりますのでご注意願います。

これらの簡易な液化ガス容器については、液化ガスの容器として使用されたものでないこと（高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第3号ト）等の条件に適合する場合に限り、当該容器内の液化ガスを同法の適用除外としています。よって、これらの簡易な容器は、再充てんすることを前提とした規格で製造されておらず、また、定期的な法定容器検査もされないため、これらの容器への再充てん行為及びその再充てんされた容器の使用については、漏洩、爆発等の危険性が高く、安全を確保することができないと考えられます。

よって、このような接続器具等を新たに購入または作製することがないよう、また、既に所有している場合は、ただちに使用を中止し、簡易な液化ガス容器に再充てんすることがないようご注意下さい。



(本件に関するお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 保安課

担当者：田村（厚雄）、多久和、板倉

電話：03-3501-1511（内線 4941~4947）

03-3501-1706（直通）

## (参考) 高圧ガス保安法の関連規定

### ○高圧ガス保安法

(適用除外)

第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

八 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであって、政令で定めるもの

(容器検査)

第四十四条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したのものとして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。（以下略）  
(充てん)

第四十八条 高圧ガスを容器（中略）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。

二 第四十六条第一項の表示をしてあること。

三 バルブ（中略）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項（中略）の刻印がされているもの（中略）であること。

四 溶接その他第四十四条第四項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

### ○高圧ガス保安法施行令

(適用除外)

#### 第二条

3 法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

八 内容積一リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度三十五度において圧力〇・八メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあつては、二・一メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

### ○高圧ガス保安法施行令関係告示

第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のもののうち、・・次に掲げる基準に適合する状態にあるもの・・

ト 充てんする容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二若しくは液化フルオロカーボン百三十四 a の容器として使用されたことのないものであること。